

指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業

ふれあい「上郷の家」契約書

目次

第1章 総則

第1条（契約の目的）

第2条（契約期間）

第3条（介護予防・通所介護計画の決定・変更）

第4条（介護保険給付対象サービス）

第5条（介護保険給付対象のサービス）

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

第7条（利用の中止、変更、追加）

第8条（利用料金の変更）

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

第10条（守秘義務）

第4章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

第13条（損害賠償がなされない場合）

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第6章 契約者の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了事由、契約終了に伴う援助）

第16条（契約者からの中途解約）

第17条（契約者からの契約解除）

第18条（事業者からの契約解除）

第19条（精算）

第7章 その他

第20条（苦情処理）

第21条（緊急時の対応）

第22条（協議事項）

指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、契約者がふれあい「上郷の家」（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される（介護予防）通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める（介護予防）通所介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する（介護予防）通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙重要事項説明書のとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れのない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後同様とします。

（（介護予防）通所介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の（介護予防）通所介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合には、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、（介護予防）通所介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは、契約

者及びその家族等の要請に応じて、(介護予防)通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果(介護予防)通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、(介護予防)通所介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、(介護予防)通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上のサービスを提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は契約者との合意に基づき介護保険給付の支給限度額を超える(介護予防)通所介護サービスを提供できるものとし、食費についても介護給付対象外のサービスとして提供させていただきます。

- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第6条 契約者は要介護・要支援度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通所はサービス利用料金の1割から2割)を事業者に支払うものとします。

ただし、契約者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合及びサービス計画が策定されていない場合には、サービス利用料金を全額支払うものとします。(認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い。))

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者が情報の伝達及び開示について複写物の交付を求められる場合には、原則としてその実費を事業者に支払うものとします。
- 5 契約者は、前1項から3項までに定めるサービス利用料金を後日請求書に応じ

て（月末締め翌月払い）事業者を支払うものとします。

- 6 契約者は、前4項に定める利用料金について、その都度事業者の請求に基づいて事業者へ支払うものとします。

（利用の中止・変更・追加）

第7条 契約者は、利用期日前において、（介護予防）通所介護サービスの中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には、契約者は、サービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用期日に利用中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。

ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

（利用料金の変更）

第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付体系の変更があった場合、事業者は当核サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当核サービス利用料金を相当な額に変更する事ができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第3章 事業者の義務

（事業者及びサービス従事者の義務）

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業者の看護職員、もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、契約者に対する介護予防通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(守秘義務)

第10条 事業者及びサービス従事者又は、(介護予防)通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由が有る場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に従って、自己の責任に帰すべき事項により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害倍書責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求する事はできないものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了が無い限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護・要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合
- ⑥ 第16条から第18条までに基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第16条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約する事ができます。この場

合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- ① 第8条3項により本契約を解除する場合
- ② 契約者が入院した場合
- ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第17条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れが有る場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による第6条第1項から3項までに定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、これが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合

(精算)

第19条 第15条第1項第2号から6号までにより本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（現状回復の義務）その他の条件に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

(苦情処理)

第20条 事業者はその提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

〈緊急時の対応〉

第21条 事業者は、現に（介護予防）通所介護サービスの提供を行っているとき契約者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡をとるなど必要な対応を講じます。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

契約者 住 所

氏 名 印

代理人氏名 印

事業所 住 所 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号
事業者名 社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
ふれあい「上郷の家」
代表者氏名 会 長 杉 峯 文 昭